

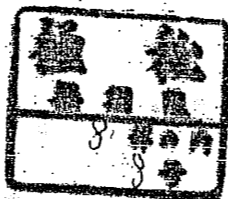


Title	1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1(3 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222185)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6437 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

C

C





沖縄、小笠原に関する対米協
合いの進め方について

昭和42 7.8.
北米局長

1. 沖縄、小笠原問題については、米政府におい
ても日本政府と内々に實質的な協議を行ないた
いとの気運にあると認められるので、今般の覚
書の趣旨で大臣よりこれを米大使に提起されれ
ば、米側はその態度を9月の大臣訪米、あるい
は11月の総理訪米まで保留することなく、否
しろそれらの機会への準備として覚書に含まれ
た観点につき早々に實質的な、かつ、非公式な
話し合いに際することも予想しうるので、わが方
においても今後の対米話し合いに臨むわが方の
案を用意し置く必要がある。
2. 沖縄の施政権返還の方途の探求（覚書3(1)(イ)
）についての問題の中心は返還後存続すべき米軍
基地の地位であるが、この問題についてはまず
軍事的見地から沖縄の基地には本土の基地以上
にぎりぎりいかなる「自由」を認める必要あり

やを究明するとともに、被爆者及び被爆者救済行
動の許容につきわが方がどこまで譲りうるやを
検討し、その間に妥協点を見出しうるや否やの
問題である。仮りに米側がこれらの点につき完
全な「自由」に同意する場合は、返還問題の見
直しは容易に立て難いが、より柔軟性ある態度
にでてくることも予想しうるので、その場合に
はわが方としては(1)米側に許容すべき「自由」
の範囲、(2)わが方の負担すべき防衛責任の範囲
等につき重大な決断を要することとなる次第で
ある。

よつて、米側と話し合いを行なうに当つてはこ
の間の事情をわが側の防衛姿勢の問題として總
理に十分説明し、早い段階において
防衛庁最高当局を話し合いの裏面に加え置く必要
がある。

3. 沖縄に関する当面の対米協（覚書3(1)(イ)）に
ついては、話し合いを進めるに当つて従来どおり
総理府特選局と密接に連絡協議するものとし、
またその進捗に応じ総理府を中心として関係各

省に広く協力を求める必要がある。本省としては、特に南進事務所の強化と経済財政政策の分野における日本政府の実質的参画に重点をおくべきものとする。

4. 小笠原(覚書3の4)に関しても、前記2と並行して適当な段階で訪省庁と連絡協議する必要がある。

5. 米朝と実質的話し合いを行なうに当つては、その機密保持に特に留意する必要あり、これが新聞週となつては政府としても話し合いの途上動きのとりぬ破目に遣送されることともなるので、関係各省庁に対する連絡に当つては機密保持につき慎重な取扱いが必要である。